

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 28 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 14 日から 令和 8 年 8 月 21 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 27 日 午前 10 時 00 分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 9 時 50 分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承ください。	

物件番号	売却基準価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
	買受可能価額（円）			固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	242,000 193,600	一括	48,400	1,795	0
1	94,000				
2	95,000				
3	53,000				

物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
地 番 3876番1
地 目 宅地
地 積 162.14平方メートル
共有者 A 持分4分の1

2 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
地 番 3876番2
地 目 宅地
地 積 201.06平方メートル
共有者 A 持分4分の1

3 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山3876番地
家屋 番号 3876番
種 類 居宅
構 造 木造草葺平家建
床 面 積 136.36平方メートル
(現況)
床 面 積 約70平方メートル
共有者 A 持分4分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 5月25日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者A並びに売却対象外の共有持分を有するB及びCが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地上に現存しない建物(家屋番号3876番1)の登記が存在する。

【物件番号1, 2】

周辺隣地との境界が不明確である。

【物件番号1～3】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可



能性もあります)。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
地 番 3876番1
地 目 宅地
地 積 162.14平方メートル

共有者 A 持分4分の1

2 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
地 番 3876番2
地 目 宅地
地 積 201.06平方メートル

共有者 A 持分4分の1

3 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山3876番地
家屋 番号 3876番
種 類 居宅
構 造 木造草葺平家建
床 面 積 136.36平方メートル

(現況)

床 面 積 約70平方メートル

共有者 A 持分4分の1



令和7年(ヌ)第30号
令和8年2月1日受理
令和8年3月19日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 三宅 智 幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山

地 番 3876番1

地 目 宅地

地 積 162.14平方メートル

共有者 A 持分4分の1

2 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山

地 番 3876番2

地 目 宅地

地 積 201.06平方メートル

共有者 A 持分4分の1

3 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山3876番地

家屋 番号 3876番

種 類 居宅

構 造 木造草葺平家建

床 面 積 136.36平方メートル

共有者 A 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(共有) ☐ その他の者() 上記の者が一体となる物件1、2土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」記載のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☐		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 約70㎡ ☐		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(共有) ☐ その他の者() 上記の者が本件建物を住居(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」記載のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「執行官の意見」記載のとおり)		
その他の事項	☐		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者	本件不動産は、ずっと私たち家族が居住してきましたが、昨年（令和7年）7月末から空き家の状態です。 物件1、2土地は一体となった本件建物の敷地になります。隣接する地番3879番や3875番の土地も亡き父の所有名義で、物件1、2土地と一体になっている部分もありますが、地番3879番の土地は畑、3875番の土地は山林です。したがって、物件1、2土地間や上記の土地との間の境界ははっきりしません。特に、物件1土地東端付近に、猿田彦大神と御神木がありますが、そこが物件1土地にかかっているという認識はありません。猿田彦大神と御神木は地域で祀られ、お世話をされています。物件1、2土地にかかる上水道は井戸、下水道はくみ取りを利用しています。 本件建物は、かなり古く、増改築があったこと、登記面積と現況面積が異なった経緯などは全くわかりません。ただ、約50年前に、藁葺き屋根の上に、トタンを重ねた記憶はうっすらとあります。屋根と天井の間は、特に何もありません。不具合は、たくさんあって、床が落ちている所や踏んだら落ちそうな所がたくさんあり、雨漏りもあり、シロアリもいます。また、すき間が多いので、イタチ等の小動物が出入りしています。現在、建物内には家財道具等の動産類が多くありますが、なるべく片付けるつもりですが、残った物は、買受人に処分してもらえないかと思います。 登記が残っている家屋番号3876番1（床面積39.66㎡のもの）の建物はありません。大正時代に所有者となっている人が誰なのかもわかりません。
■ 三養基郡みやき町 総務課 建設課 下水道課 担当者	物件1、2土地は、非線引の都市計画区域内で、用途地域の指定はありません。物件1、2土地北西側の「道」は、里道でみやき町管理の法定外公共物です。 下水道は、整備計画エリアですが、現在は整備区域外です。
■ 佐賀東部水道企業団 担当者	上水道の使用実績はありません。
■ 九州電力送配電(株) 担当者	物件1土地にかかる電柱（支線1本）の土地使用料として、年額1500円を支払っています。

その他の事項及び執行官の意見

- ☐ その他の事項
記載事項なし

■ 執行官の意見

◇ 本件土地の状況

物件1、2土地は、非線引の都市計画区域内で、用途地域の指定はなく、一体となって、本件建物の敷地、庭などとして利用されている（写真1、2、5、11）。本件建物南東側に簡易な農業用ハウス（動産）がある（写真12）。

一体となる物件1、2土地の周囲は、北西側から物件1土地北東側にかけて里道（みやき町が管理する法定外公共物）に、南東側を私有地（地番3875番、地目山林、地積786㎡、第三者所有）に、物件2土地の南西側を私有地（地番3879番、地目畑、地積247㎡、第三者所有）に、それぞれ接している。

上、下水道の接続については、3枚目記載のとおりで、上水道は接続されておらず、下水道は未整備の地域である。

物件1土地の地上建物について、本件建物の他に、現存はしないが、他の建物の登記（家屋番号3876番1、木造草葺平家建居宅、床面積39.66㎡、第三者所有）が存する。

◇ 本件土地境界関係

物件1、2土地は一体となっており、これらの間の境界は不明である。一体となるこれらの土地と隣接地との間は、北東側里道との間は、本件建物付近は、石やブロックが積まれ区分されているが、全体としてははっきりしない（写真2、4、5、7）。南東側から物件2土地南西側にかけては、山林や畑であるが、債務者家族の所有であって一体化してははっきりしない（南東側：写真9、10、物件2土地南西側：写真8）。ただ、南東側は、山林となっていて傾斜地である。物件1土地北東側の境界は、債務者の陳述にある猿田彦大神と御神木が見られる付近であるが、里道も不明確で、境界ははっきりしない（写真3）。

◇ 本件建物の状況

本件建物は、登記からも債務者の陳述からも築年数や増改築の経過は不明である。現況床面積は、2枚目記載のとおりである。不具合は、全体として、老朽化している。具体的には、債務者の陳述のとおりと考えられ、床は、歩くと危険を感じる所もあった。建物内の状況は、写真13ないし20のとおりである。

(調査経過用)

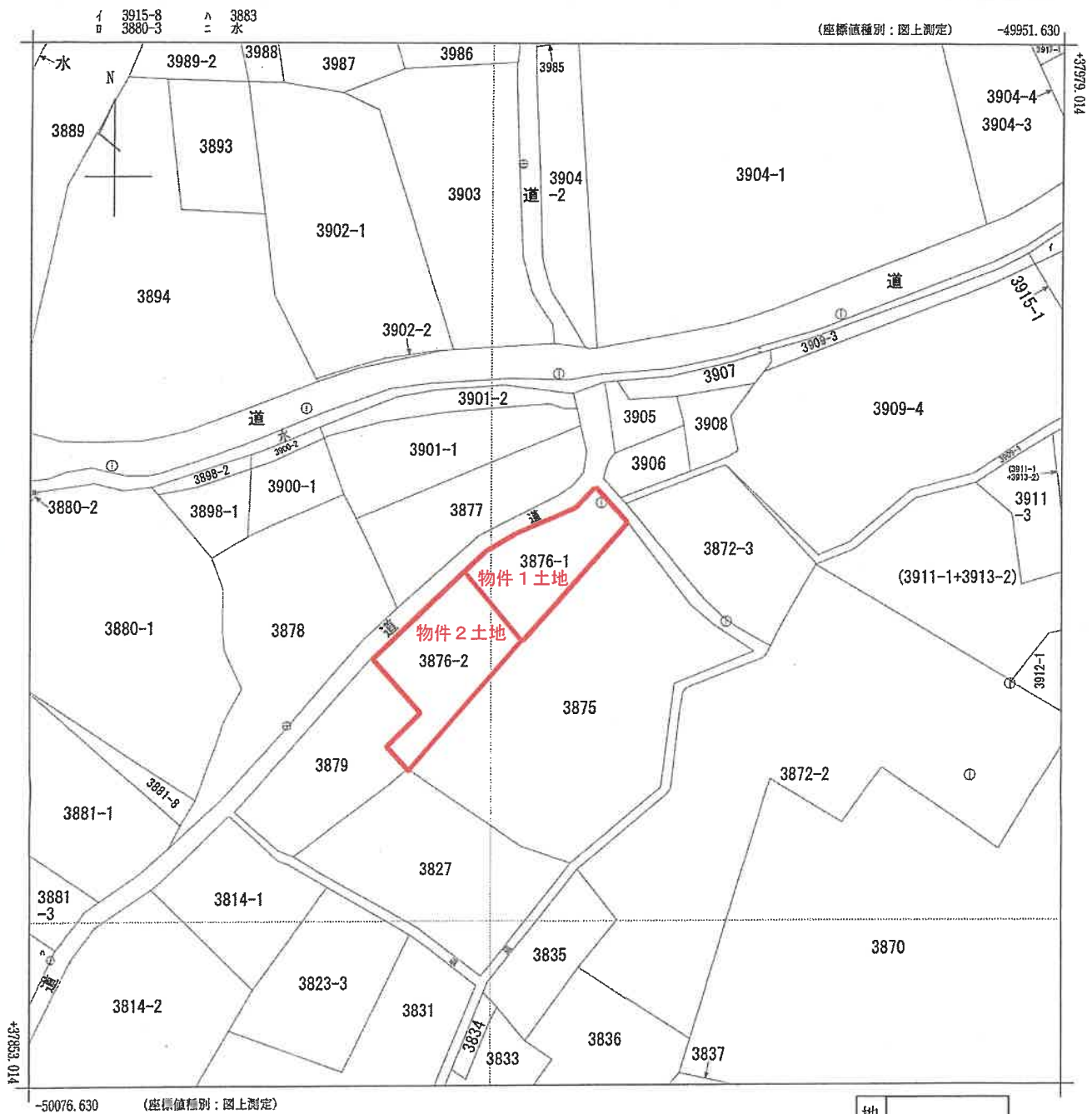
調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月3日 (火) 10:00 — 10:10	執行官室	家屋見取図交付申請 (みやき町税務課へ郵送)
令和8年2月3日 (火) 14:20 — 14:55	佐賀地方法務局鳥栖出張所 (鳥栖市秋葉町)	公図, 地積測量図, 建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
令和8年2月3日 (火) 15:10 — 15:30	物件所在地	本件土地・建物概観調査
令和8年2月12日 (木) 14:05 — 14:20	みやき町役場三根庁舎 建設課, 下水道課 (みやき町大字市武)	接面道路, 接面水路に関する調査 下水道に関する調査
令和8年2月12日 (木) 14:30 — 14:35	みやき町役場北茂安庁舎 総務課 (みやき町大字東尾)	市街化区域等に関する調査
令和8年2月12日 (木) 14:40 — 14:50	佐賀東部水道企業団 (みやき町大字東尾)	上水道に関する調査
令和8年3月9日 (月) 15:00 — 16:30	物件所在地	本件土地・建物概観調査

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、 を立ち合わせ、技術者に解錠させて、建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

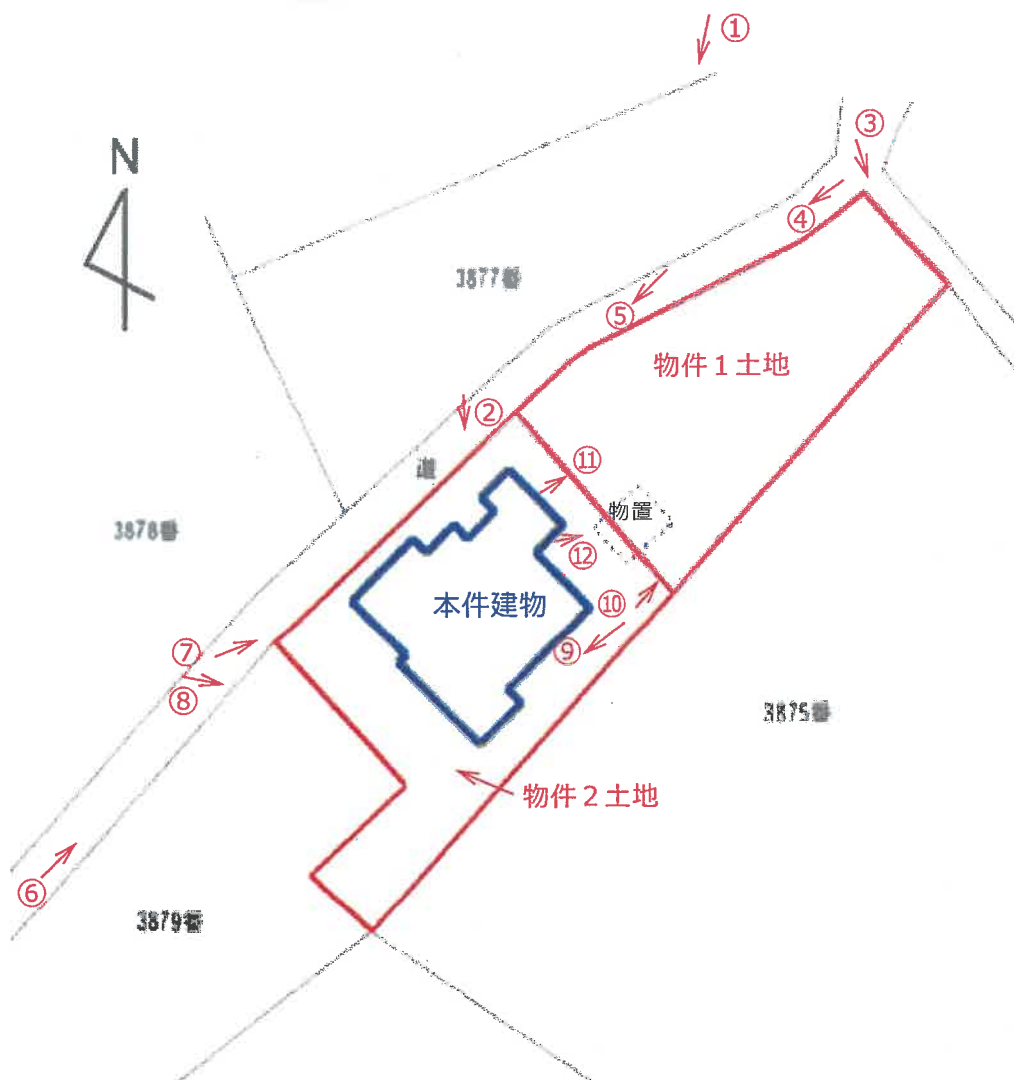
図面 1



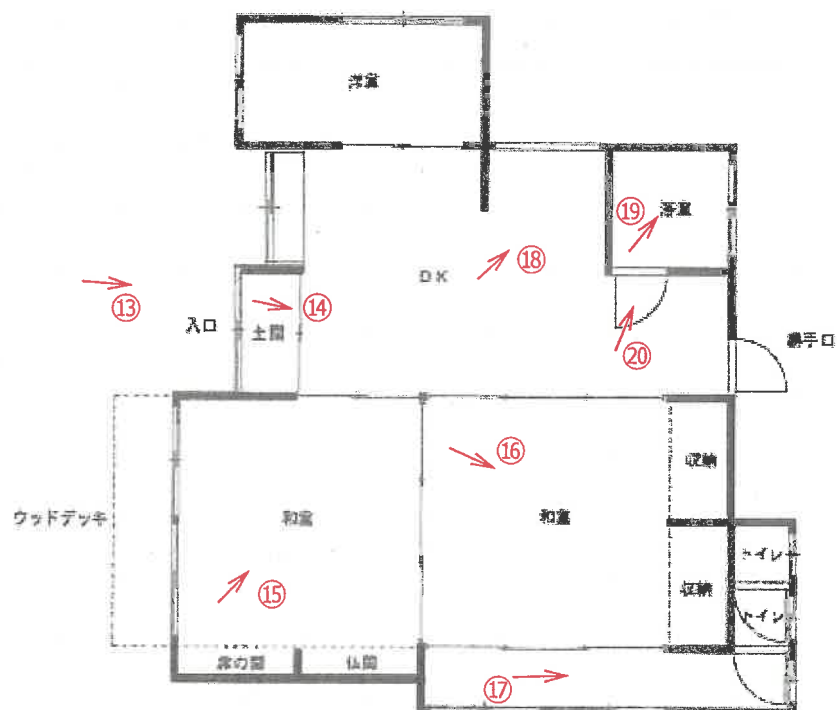
地番区域見出
大字白壁

請 求 部 分	所 在					三養基郡みやき町大字白壁字皿山					地 番		3876番1					
出 力 縮 尺	1/500		精 度 分 区		乙二		座標系番号又は記号		Ⅱ		分 類		地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類		地籍図	
作 成 年 月 日	昭和49年3月						備 付 年 月 日 (原図)		昭和61年5月1日						補 事 記 項			

土地建物位置関係図
(兼写真撮影方向図)



間取図
(兼写真撮影方向図)



(写真 1)



(写真 2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真 9)



(写真 1 0)



(写真1 1)



(写真1 2)



(写真 1 3)



(写真 1 4)



(写真 1 5)



(写真 1 6)



(写真 1 7)



(写真 1 8)



(写真 1 9)



(写真 2 0)



令和 7年（又）第 30号
令和 8年 3月 9日 現地調査
令和 8年 3月17日 評 価

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人

有吉 寛

第1 評価額

一 括 価 格		
金 242,000円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	94,000円
物件2（土地）	金	95,000円
物件3（建物）	金	53,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 物件1乃至物件3は、現況、一体として利用されている建物及びその敷地であることから、一体利用を前提として評価する。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	次頁物件目録記載のとおり	
2	所在地番目積	次頁物件目録記載のとおり	
3	所家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	次頁物件目録記載のとおり	1階約70.00m ²
特記事項			
物件3の建物数量については、登記内容と現況が異なるため概測数量を採用した。			

物 件 目 録

- 1 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
 地 番 3876番1
 地 目 宅地
 地 積 162.14平方メートル
 共有者 A 持分4分の1

- 2 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山
 地 番 3876番2
 地 目 宅地
 地 積 201.06平方メートル
 共有者 A 持分4分の1

- 3 所 在 三養基郡みやき町大字白壁字皿山3876番地
 家屋 番号 3876番
 種 類 居宅
 構 造 木造草葺平家建
 床 面 積 136.36平方メートル
 共有者 A 持分4分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	JR長崎本線「中原」駅の南東方・道路距離・約3.1km	
付 近 の 状 況	対象物件は、みやき町東部の皿山地区にあって、農家住宅のほか窯元も見られる地域である。 日用品店舗：ダイレックスみやき店まで約2.3km 公共施設：みやき町役場まで約2.3km ※いずれも道路距離	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 指定 60% 基準 60% 指定 200% 基準 200% なし
画 地 条 件	地積：363.20㎡ 間口：約34.5m 地勢：ほぼ平坦	形状：不整形 平均奥行：約10.5m その他：角地
接面道路の状況	・北西側にて、幅員約2mの未舗装道路（建築基準法第42条2項道路）に対し、約0.5～1m高く接面 ・北東側にて、公図上は無地番の「道」に接しているが、現況は道路と認められない。（建築基準法外道路）	
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道：なし 下水道：なし 都市ガス：なし （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 物件2は物件3の敷地として利用されている。 ・ 物件1と物件2の境界付近に農業用ハウス（物置）が存するが、建物ではなく、老朽化も著しいことから価値なしと判断した。 ・ 物件1と物件2については、隣接地との境界が不明瞭である。 ・ 土壌汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設には該当しない。地歴調査及び現地調査の結果、土壌汚染による価格形成上の影響はないものと推定される。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地「皿山窯跡」に包含されており、開発の際は届出や試掘調査を要するが、当該要因の評価額への影響は顕在化しないと判断した。 ・ 本件土地の前面道路は、未舗装で路面に凹凸があり、かつ狭幅員のため、自動車での敷地への乗り付けは極めて困難である。 ・ 建築確認を受ける際、前面道路のセットバックを要する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日 年月日不詳新築 経過年数 約91年 躯体経済的残存耐用年数 0年 設備経済的残存耐用年数 0年 建築年月日 昭和52年月日不詳増築1 経過年数 49年 経済的残存耐用年数 0年 設備経済的残存耐用年数 0年 ※増築年及び増築部分の構成割合については、固定資産公課証明書の記載事項を採用
仕 様	構 造 木造草葺平家建 外 壁 木板ほか 内 壁 化粧板ほか 天 井 木板ほか 床 畳、木板 設 備 電気、給湯ほか その他 なし
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間取り：附属資料の建物間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・本件建物について、吹付アスベスト等、または非飛散性アスベスト含有資材の使用等について調査を行ったが、使用の有無は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1, 2）

目的土地の更地価格並びに建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	更地・建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	7,270	0.65	162.14		$\frac{1}{4}$	192,000
2	7,270	0.65	201.06	0.90	$\frac{1}{4}$	214,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 みやき（県）-3

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $12,800\text{円}/\text{㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/175 = 7,270\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件+34 交通・接近条件▲8 環境条件+42

イ 個別格差：物件1並びに物件2 形状▲20 間口・奥行の関係▲10 境界不明瞭▲10

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：物件2について、建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 共有持分割合：物件1並びに物件2 1/4

② 建物価格（物件3）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	165,000	約70	$\frac{1}{4}$	0.03	87,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：概測数量による。

ウ 共有持分割合：1/4

エ 現 価 率

（新築時部分）経過年数91年，躯体経済的全耐用年数25年，躯体割合90%，設備経済的全耐用年数15.0年，設備割合10%，構成割合91%

（増築部分1）経過年数49年，経済的全耐用年数25年，構成割合9%

残価率5%とした定率法（0.051）と観察減価法（保守管理の状態が劣る▲40%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・現価率＝ $0.051 \times (1 - 40\%) \div 0.03$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地（物件2）については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	214,000	0.10	場所的利益	21,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	192,000			0.70	0.70	94,000
2	214,000	-21,000		0.70	0.70	95,000
3	87,000	+21,000		0.70	0.70	53,000
一括価格（合計）						242,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：自動車での敷地乗り入れができないため市場性が劣る。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 みやき（県）-3

所 在：三養基郡みやき町大字江口字屋敷角1274番1

地 目：宅地

価 格：12,800円／㎡（対前年変動率 -0.80％）

位 置：JR長崎本線「中原」駅の南東方・約5.3km（道路距離）

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：261㎡

供給処理施設：上水道、下水道あり

接 面 街 路：北側が幅員3.5m舗装町道に等高接面

用途指定等：非線引都市計画区域 用途指定なし（建蔽率60％，容積率200％）

地域の概要：農家住宅のほか一般住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

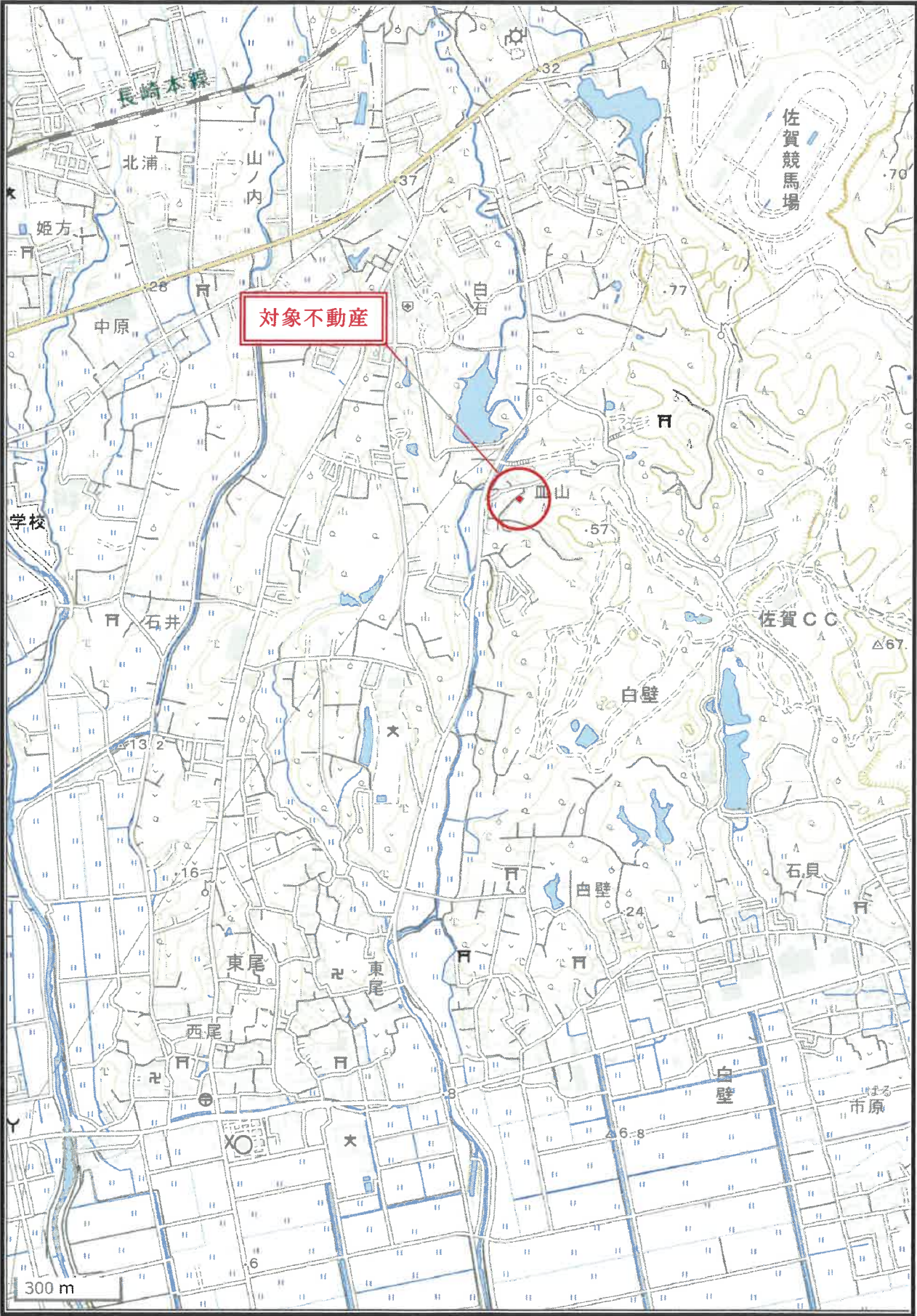
2 公図（写し）

3 建物間取図

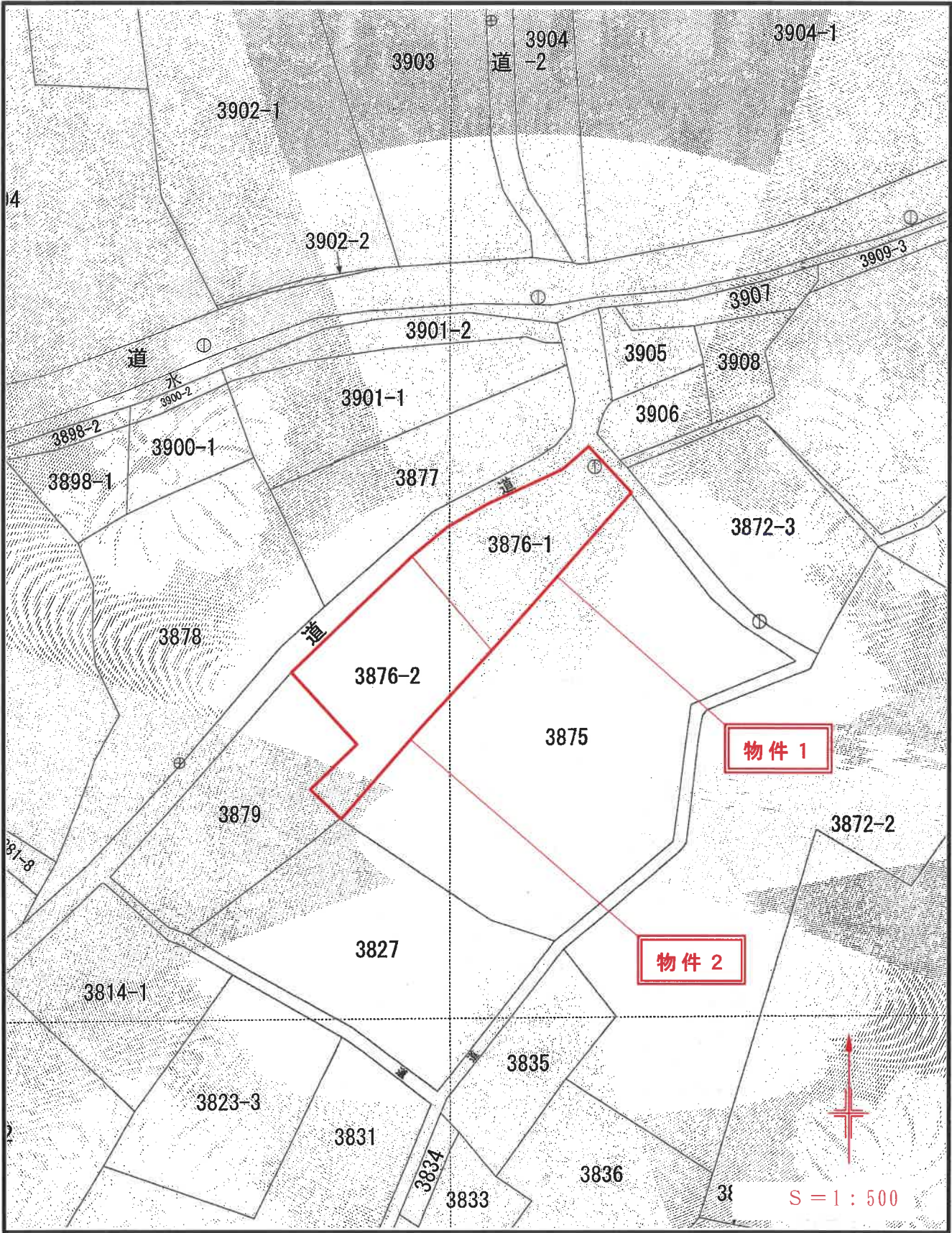
4 土地建物位置関係図

以 上

位置図



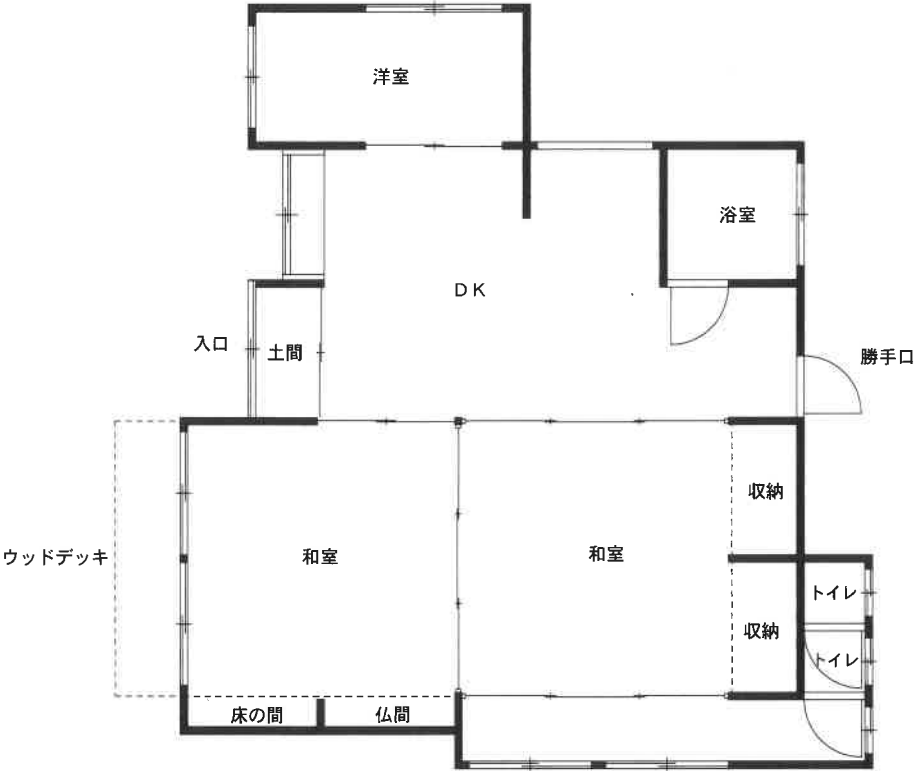
公 図 （ 写 し ）



※本資料は、法第 14 条第 1 項 地図の写しである。

建 物 間 取 図

物件 3 居宅
1 F 約70㎡



土地建物位置関係図

